

東淀川区職場改革プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 東淀川区役所において、職員の意識改革と職場の風土改革を進めることで風通しのよい職場をめざすとともに、大阪市人材育成基本方針に基づく取組を進めることにより、よりよい市民サービスの提供と職員力の向上をめざすことを目的として、東淀川区職場改革プロジェクトチーム（以下、「職場改革P.T.」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 職場改革P.T.は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 区役所DXに関すること
- (2) 区役所来庁者等に対する市民サービスに関すること
- (3) 各課の課題等について、具体的な改善取組に関すること
- (4) 風通しのよい職場の実現に向けた取り組みに関すること
- (5) その他区長の指示のもと必要な共通事項に関すること

(組織)

第3条 職場改革P.T.は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) リーダーは、総務課長をもって充てる。
 - (2) メンバーは、各課長が課題や取り組みに適した職員を自課から1名以上選任する。
- ただし、少数課においてはこの限りではない。

(会議等)

第4条 リーダーは、必要に応じて職場改革P.T.を招集するほか、課長打合わせ会での議題として各課を横断して取り組む。

(庶務)

第5条 事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 職場改革P.T.の運営に必要な事項については、会議において決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。